

平成27年4月から初めて保育所（園）または認定こども園 （保育所部分）への入所（園）を希望されるみなさまへ

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。4月から初めて入所（園）を希望される方の手続きは、次のとおりです。

（1）保育所（園）へ入所を希望される方

「保育の必要性」の認定申請と利用を希望する保育所（園）の申込みを同時に、市役所子育て支援室または希望する保育所（園）でしていただきます。

保育所（園）への申込みは、随時受付しています。

なお、平成26年9月末までに入所申込みをされた方は、10月1日から12月1日までに、「保育の必要性」の認定申請が必要になります。

（2）認定こども園（保育所部分）へ入園を希望される方

「保育の必要性」の認定申請と利用調整の申込みは、市役所子育て支援室で10月1日（水）9：00から受付を始めます。

また、認定こども園への願書などの提出が別途必要になります。

（3）注意事項

○保育所（園）または、認定こども園（保育所部分）に平成27年4月1日から入所（園）を希望される方の第1次利用調整（選考）の申込み締切りは、12月1日（月）17：30です。

○「保育の必要性」の認定申請及び利用調整の申込みについては、市役所子育て支援室、希望する保育所（園）または認定こども園において申込むことができますが、同日受付の場合は、子育て支援室分を優先します。

（4）結果の通知について

認定及び利用調整の結果については、1月下旬に郵送にて通知する予定です。

【利用調整について】

保育所（園）及び認定こども園（保育所部分）への入園利用調整については、就労や疾病、介護などをはじめ、保護者や児童等の状況に基づいて、市が定めた点数に基づき、点数の高い順、また、同点の場合は申込みの早い順に利用調整（選考）を行います。

【お問い合わせ先】

枚方市役所 子ども青少年部

子育て支援室 入所・地域支援グループ

TEL：072-841-1472（直通）

FAX：072-841-4319

平成27年度保育所（園）及び認定こども園の2号・3号認定児童の保育料（利用者負担額）表

（単位：円）

各月の初日における支給認定保護者の属する世帯の区分	階層区分	利用者負担額(月額)						
		支給認定子どもの区分						
		3歳未満		3歳		4歳以上		
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	1	0	0	0	0	0	0	
市町村民税の非課税世帯(1階層の世帯を除く。)	2	0	0	0	0	0	0	
市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割の額が次に掲げるもの(1階層の世帯を除く。)	なし	3	6,500	3,200	6,000	3,000	5,600	2,800
	10,000円未満	4-1	6,300	3,100	5,800	2,900	5,500	2,700
	10,000円以上 19,000円未満	4-2	9,000	4,500	7,500	3,700	7,100	3,500
	19,000円以上 44,000円未満	4-3	8,800	4,400	7,300	3,600	6,900	3,400
	44,000円以上 53,000円未満	4-4	10,300	5,100	8,800	4,400	8,500	4,200
	53,000円以上 70,000円未満	4-5	10,100	5,000	8,600	4,300	8,300	4,100
	70,000円以上 83,000円未満	4-6	11,500	5,700	10,000	5,000	8,900	4,400
	83,000円以上 115,000円未満	4-7	11,300	5,600	9,800	4,900	8,700	4,300
	115,000円以上 142,000円未満	4-8	13,700	6,800	11,700	5,800	9,600	4,800
	142,000円以上 190,000円未満	4-9	13,400	6,600	11,500	5,700	9,400	4,700
	190,000円以上 235,000円未満	4-10	16,000	8,000	14,600	7,300	13,000	6,500
	235,000円以上 304,000円未満	4-11	15,700	7,800	14,300	7,100	12,700	6,300
	304,000円以上 346,000円未満	4-12	21,000	12,600	19,000	11,400	16,000	9,600
	346,000円以上 446,000円未満	4-13	20,600	12,300	18,600	11,200	15,700	9,400
446,000円以上	4-14	25,500	15,300	22,000	13,200	17,000	10,200	
			25,000	15,000	21,600	12,900	16,700	10,000
			28,000	16,800	23,000	13,800	19,000	11,400
			27,500	16,500	22,600	13,500	18,600	11,200
			36,000	21,600	24,000	14,400	22,000	13,200
			35,300	21,200	23,500	14,100	21,600	12,900
			39,000	23,400	25,000	15,000	22,500	13,500
			38,300	23,000	24,500	14,700	22,100	13,200
			44,000	26,400	26,000	15,600	23,500	14,100
			43,200	25,900	25,500	15,300	23,100	13,800
			46,500	27,900	26,500	15,900	24,000	14,400
			45,700	27,400	26,000	15,600	23,500	14,100
			50,600	30,300	26,800	16,000	24,500	14,700
			49,700	29,700	26,300	15,700	24,000	14,400
			52,000	31,200	27,000	16,200	25,000	15,000
			51,100	30,600	26,500	15,900	24,500	14,700

※ 本表は、公立施設（保育所）の保育料を定めた表ですが、私立保育所（園）、認定こども園についても同様の金額とする予定です。

※ 上段は保育標準時間、下段は保育短時間の認定に対する保育料です。

※ 「第2子」欄の額は、2人の児童が入所している場合の2人目の保育料です。なお、3人以上の児童が入所している場合の3人目以降の保育料は0円です。

※ 保育料の算定について、現在は所得税額によって決定していますが、平成27年度からは、市町村民税額によって決定します。また、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から3月分までは、当該年度分の市町村民税額により決定します。

※ 平成26年度までは、平成22年度の税制改正により廃止された旧・年少扶養控除があったものとして仮定して算出した所得税額により保育料を決定していましたが、平成27年度分保育料からは、この取扱いは行いません。なお、新しい保育料階層表は、旧・年少扶養控除廃止の影響を考慮し設定しています。